千葉市東部児童相談所外基本計画策定等支援業務委託仕様書

1 委託業務名

千葉市東部児童相談所外基本計画策定等支援業務委託

2 業務目的

本市は、児童相談所を現在の2所1施設体制から2所2施設体制に移行するため、新たな児童相談所の開設を予定しており、併せて、子育て関連施設等と機能を集積することで、相談や一貫した支援体制を充実させるほか、こどもや子育て世帯が高齢者との世代間交流を促す機能を持たせる施設の整備に向けて必要な諸条件等をまとめ、本市が基本計画を策定するにあたり、各種業務を支援するものである。

3 委託期間

契約締結日の翌日から270日間

4 履行場所

千葉市こども未来局こども未来部こども家庭支援課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 ほか千葉市内で市長が指定する場所

5 対象地の概要

所在地(代表地番)	千葉市中央区末広3丁目19-8	
区域区分	市街化区域	
敷地面積	約15,800㎡	
用途地域	第二種住居地域	
高度地区・最高高さ	第二種高度地区 (20m)	
建蔽率 / 容積率	60% / 200%	
現在の状態	自転車保管場及び高齢者スポーツ広場 (自転車保管場は令和7年末までに移転予定)	

6 業務内容

業務内容は表-1に記載する施設全てに適用する。

<現在検討している施設等>

(表-1)

施設名	主な機能	担当課	
東部児童相談所 (一時保護所併設)	虐待相談機能•一時保護 機能等	こども家庭支援課	
養護教育センター	教育相談機能等	養護教育センター	
発達障害者支援センター	療育・就労支援機能等	障害者自立支援課	
こども発達相談室	発達相談機能等	障害者自立支援課 こども発達相談室開設準備室	
児童支援施設	子育て相談機能等	幼保支援課	
高齢者支援施設	高齢者相談機能等	高齢福祉課	
高齢者スポーツ広場	スポーツ広場	高齢福祉課	
備考:本基本計画全体の取りまとめは資産経営課が行う。			

※下線:本委託の主管課

(※以下の(6) 基本計画(案)及び庁内会議用資料の作成については、令和6 年9月末までに、(1)~(5)の検討項目について、ひととおり検討を終えたう えで、中間案を提示すること。)

(1) 施設条件の整理

①基本事項の整理・分析

現在検討している施設等に関連する分野の上位計画、対象地の所在する 地域及び市を取り巻く現状や国の動向を踏まえ、整備における前提とすべ き条件や、基本計画に反映するに当たって考慮すべき事項等、検討すべき 課題の整理、施設整備のあり方及び運営方針等の分析を行う。当該分析結 果を基に、導入する機能の利用方法、問題点等について、地域特性、近隣 配慮、防災・安全、利用者意識等を多面的に検討・調査・分析する。

②各機能に係るニーズ等の意向分析・整理

本整備に求められている必要な機能やニーズの分析を行い、施設整備に おける基本方針の方向性をまとめる。

③法規制及び法的課題等の整理

土地の有効活用を目的として、現存の敷地条件と施設整備計画を進める 上での必要な条件、情報の収集・整理、建築基準法をはじめとする法規制 の中での法的課題等の抽出・整理を行う。

④類似事例·他事例調査

他の自治体における近年の児童相談所及び一時保護所の整備事例ほか、 現在検討している施設等の一部または全部を組み合わせた集約整備の事例 を調査し、施設整備に係る基礎資料とする。また、環境、景観、バリアフ リー及びユニバーサルデザイン等、個別テーマに関する先進事例などについて調査及び整理する。

⑤課題の整理

上記①から④の調査等に基づき、本整備の課題事項の抽出及び整理を行い、基本計画策定に当たって解決すべき事項の整理を行う。また、整理した内容について報告書を作成する。

(2) 基本計画の検討

ア 整備コンセプト等の策定支援

本市で検討している整備コンセプト(素案)を基に、(1)で整理された 各種諸条件や、構成される施設・機能等から求められる整備コンセプト(市 民が親しみを持てるキャッチコピーを含む)を策定するための支援を行う。

イ 施設管理・運営等に係る提案

(1) の調査・分析内容を把握し、整備コンセプトをベースに利用者や近隣住民等への配慮がされており、かつ、各施設のソフト面における連携がスムーズにとることができる施設の管理・運営方法等を提案する。

ウ 施設整備計画の各種検討

【共通】

表-1の各施設を整備するにあたり、(1)の調査・分析内容を把握し、整備コンセプトをベースに施設構成、必要な諸室、規模を検討したうえで、敷地全体としてのゾーニング、動線計画及びセキュリティ計画、建物の配置について基本的な考え方及び方針を3案作成するとともに、最良案を提案し、その内容を整理した報告書を作成する。

なお、検討するにあたり、地域に開かれた施設として、気軽に来所ができる機能や仕組みを考慮しつつ、建物の配置について、同一敷地内での合築または別棟(一部合築等を含む)のどちらが適しているかを併せて検討する。

さらに、各施設の将来的な改修や建替を視野に入れ、工事中における施設利用及び職員の業務に影響が少なくなるよう検討すること。

また、施設内容をイメージできる資料(イメージパース)を作成する。 【児童相談所(一時保護所併設)】

施設利用者の安心やプライバシーに配慮された施設計画(フロア構成、諸室配置、動線計画等)とすること。なお、令和4年度に児童相談所単独で基本計画を検討しており、その際に取りまとめた主な考え方(迅速・的確な対応を可能とする職員の執務環境、一時保護所での子どもの権利が守られる生活環境確保等)や、併せて収集を行った児童相談所及び一時保護所の職員意見について、その反映について検討すること。

【養護教育センター】

養護教育センターは子どもとその保護者が利用し、子どもには発達障害の特性があることから、特性に配慮した設計や、相談業務や検査等に使

用することから遮音性やプライバシーに配慮すること。また、研修機能もあるため、研修利用者と相談者の動線を分けること。

【発達障害者支援センター】

発達障害の診断を受けた未就学児から成人まで幅広い年齢層の市民が利用することから、待合スペースや相談室などについては汎用性の高い仕様にすること。

来所をほかの施設利用者から秘匿したい方が多いこと、予約来所が多いことを踏まえ、建物内の配置を検討すること。

こども発達相談室及び養護教育センターと業務上密接に協力すること を踏まえ、建物内の配置を検討すること。

【こども発達相談室】

こども発達相談室は主にこども(乳幼児を含む未就学児)とその保護者が利用し、こどもは発達障害(ASD や ADHD 等)である可能性が高いことからその特性に配慮した設計にすること。

【児童支援施設】

子育て中の親子が自由に訪れ、くつろぎ、交流するための「交流スペース」(おおむね10組の親子が一度に利用しても支障がない程度以上の広さを有すること。)を設けること。

子育てに関する「相談のスペース」と「情報提供(チラシ配布のラック) のスペース」を設けること。

その他「授乳コーナー」、「流し台」、「ベビーベッド」、「おむつ替えコーナー」、「ベビーカー置き場」などの乳幼児を連れて利用しても支障がないよう必要な設備、備品を設置すること。

【高齢支援施設】

併設される児童支援施設と多世代交流事業を実施できるようレイアウトに配慮すること。

拠点的福祉避難所として有効に機能させるため、備蓄庫を整備するとと もに停電時に電源供給がされるよう検討する。

【高齢者スポーツ広場】

高齢者支援施設と一体的な運営を計画しているため、高齢者支援施設の 事務室からスポーツ広場を視認できるようにするなど両施設の配置に考慮 すること。併せて、こどもやその保護者等との世代間交流を図る仕組みを 検討する。

(3) 整備手法の検討

施設整備を行ううえで、事業効果・コスト・スケジュールを鑑みて、有利となる事業手法について比較検討(設計・施工の分離発注もしくは設計・施工の一括発注等)すること。

(4) 整備スケジュールの策定支援

事業実施に向け、短期、長期の整備計画を検討し、合理的な工程を計画する。今後の整備スケジュールについて、基本設計、実施設計、建設、運営に至るまでの作業項目を整理し、各々の段階に要する概略のスケジュールを検討する。

(5) 施設整備における概算事業費の算出

検討内容に基づき、整備工事費、調査費、設計費等の事業費を概算する。 なお、ライフサイクルコストの縮減を目指したうえで、運営費及び維持管 理費の想定も行うこと。

(6) 基本計画(案)及び庁内方針決定会議用資料の作成

上記(1)~(5)の項目を検討し、基本計画(案)及び同計画(案)の概要版を作成すること。併せて、本市の庁内方針決定会議用資料を作成する。

(7) 発注者等との定例会及び協議

発注者等との定例会に毎月1回以上出席するほか、会議用資料の作成、 打ち合わせ議事録の作成を行う。また、表-1の担当課と必要に応じて適 宜協議をすること。

(8) 近隣住民説明会の運営支援

本市が主催する近隣住民説明会(1~2回程度)において、説明会用資料・議事録の作成及び意見等の集約・整理を行う。

(9) 作業計画書の提出

「作業計画書」を契約締結後14日以内に作成し、発注者に提出すること。

また、発注者に承認を得た「作業計画書」に基づき作業するとともに、定期的に進捗状況を報告し、発注者の指示を受けること。

なお、「作業計画書」に記載すべき事項は以下のとおり。

- ・本業務の目的及び検討範囲
- 実施スケジュール
- ・受託者の体制
- ・成果物と提示時期

7 成果品

資料等は業務内容ごとに、背表紙や目次、インデックスなどを付し、わかりやすく区分しファイルにまとめたうえで提出すること。

(1) 基本計画(案)正本 8部

(2) 基本計画(案) 概要版 1部

(3) 施設のイメージパース (A3 版) 1部

(4) 施設条件の整理報告書 1部

(5) 施設整備計画の各種検討報告書 1部

(6) 各種議事録

(7) 上記(1)~(6)のデータを記録した CD-ROM 等の電子媒体一式 成果物に係るすべての電子データは CD-ROM 等の電子媒体に格納し、納品 前にウイルスチェックを行い、納入すること。電子データは、Microsoft 社 製の Word、Excel、PowerPoint で利用可能な形式を原則とし、貼り付け用に 作成した元データも合わせて納入すること。また、印刷製本用に PDF ファイ ル (Adobe Acrobat で利用可能な形式) も併せて納品すること。

8 契約後、貸与可能な資料(参考)

・ 令和 4 年度に児童相談所単独で基本計画を検討した際の成果品が存在しており、受託者に限り貸与可能としている。

※なお、あくまで参考とし、検討内容を拘束するものではない。

9 委託料の請求・支払い方法

支払いは履行確認後、一括払いとする。

10 その他

受注者は、本業務の履行に当たって、発注者の担当者と十分な連絡・調整を行い、目的を達成すること。なお、本仕様書に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、発注者及び受注者の双方で協議の上、決定する。